第百十四条第一項	監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）	財団たる医療法人
	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四条第二項	（理事の	（評議員又は理事の
	限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	理事会の決議
第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四条第四項	役員等	評議員
	議決権の十分の一	十分の一
	以上の議決権を有する	以上の
第百十五条第一項	、理事	、評議員又は理事
	代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの	理事長
	使用人	職員
	、監事又は会計監査人	若しくは監事
	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十五条第二項	非業務執行理事等	非理事長理事等
	使用人	職員
第百十五条第三項	同項	評議員又は同項
第百十五条第四項	非業務執行理事等が任務	非理事長理事等が任務
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十七条第四項において準用する同条第一項
	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十五条第五項	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号

第五条の六の見出し中「読替え」を「技術的読替え」に改め、同条中「第五十四条の七の規定」を「第五十四条の七」に改め、同条の表第七百四十条第一項の項中「第五十九条第一項」を「第五十八条の四第一項（同法第五十九条の二において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に改め、同表第七百四十条第三項の項中「第五十九条第一項」を「第五十八条の四第一項」に改める。

第五条の十を次のように改める。

（医療法人の分割に関する技術的読替え）

第五条の十　法第六十二条において医療法人が分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）の規定を準用する場合においては、法第六十二条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項		
同法第七百五十七条に	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条に	
第七百六十三条第一項	第六十一条の二第一号	
第七百五十七条の	第六十条の	
第七百六十二条第一項	第六十一条第一項	
会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項	医療法第六十条の六第一項又は第六十一条の四第一項	
第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項		

第五条の十二中「都道府県知事に」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事（次条において単に「都道府県知事」という。）に」に改め、同条ただし書中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七条第五項」を「、第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）及び第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条の二十三中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（組合等登記令の一部改正）

第二条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（分割の登記）

第八条の二　組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第十三条及び第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

第十一条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合　分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

第十三条中「第八条」の下に「、第八条の二」を加え、同条ただし書中「組合等」の下に「、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等」を加える。